

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(令和4年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 65,368 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 954,919 千円

(単位:千円)

事業名(目)		令和4年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	350,672	164,990	0	448	21,840	163,394
	老人福祉費	29,610	4,744	0	2,088	2,686	20,092
	児童福祉総務費	9,444	5,548	0	353	418	3,125
	児童措置費	150,345	114,959	0	3,635	3,744	28,007
	保育所費	82,918	1,158	0	6,253	8,903	66,604
	小 計	622,989	291,399	0	12,777	37,591	281,222
社会保険	介護保険事業	93,560	9,867	0	0	9,868	73,825
	国民健康保険事業	68,308	37,221	0	0	3,665	27,422
	後期高齢者医療事業	21,137	12,652	0	0	1,000	7,485
	小 計	183,005	59,740	0	0	14,533	108,732
保健衛生	保健衛生総務費	73,614	101	0	0	8,668	64,845
	予防費	75,311	36,493	0	0	4,576	34,242
	小 計	148,925	36,594	0	0	13,244	99,087
合 計		954,919	387,733	0	12,777	65,368	489,041

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。